

(公 印 省 略)
環 政 第 1016 号
令 和 3 年 4 月 23 日

各 位


兵庫県知事 井 戸 敏 三

「夏のエコスタイル」について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、平素からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、職員省エネ行動の一層の促進を図るため、今年度においても、別紙のとおり適正冷房及び軽装勤務に取り組みます。

つきましては、貴団体におかれましても、取組の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますとともに、貴団体の各会員の皆様へのご協力の呼びかけについてよろしく願います。



兵庫県農政環境部環境創造局
環境政策課活動支援班 定本
TEL : 078-341-7711 (内線 3358)
FAX : 078-362-4024
E-mail : Kazushi_Sadamoto@pref.hyogo.lg.jp

令和3年度「夏のエコスタイル」の実施

兵庫県は、本年度の「夏のエコスタイル」の実施期間を6月1日から9月30日と定め、実施期間の前後一月間に移行期間を設定し、以下の取り組みを行う。なお、7、8月を本格実施期間、6、9月は奨励期間、5、10月は移行期間とする。

1 兵庫県の取組

(1) 取組期間

令和3年6月1日(火)～9月30日(木) (5月、10月は移行期間)

(2) 期間を通じての取組

ア 軽装勤務の取組

○本格実施期間：職員は、軽装とする。

令和3年7月1日(木)～8月31日(火)

○奨励期間：職員の軽装を奨励する。

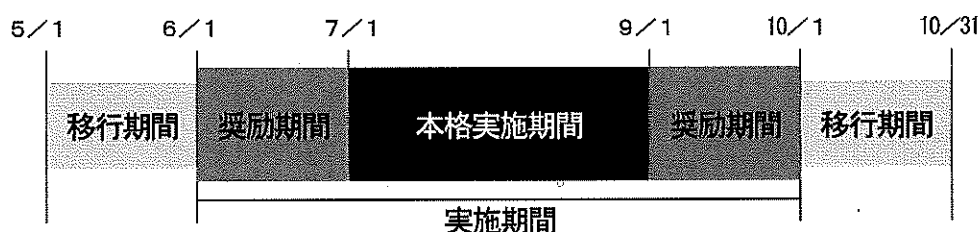
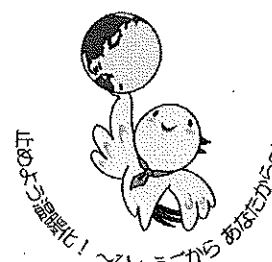
令和3年6月1日(火)～6月30日(水)及び

令和3年9月1日(水)～9月30日(木)

○移行期間：公式行事(式典・表彰式等)以外は、気温等に応じて職員が軽装にするかどうかを自主的に判断する。

令和3年5月1日(土)～5月31日(月)及び

令和3年10月1日(金)～10月31日(日)



<軽装についての考え方>

公務員として品位を失しない範囲で次の服装とする。

- ・上着を着用しない。
- ・ノーネクタイとする。

イ 適正冷房の実施

県本庁舎、地方庁舎で実施している28℃を超えない範囲での適正冷房を継続する。

2 県内市町等への協力依頼

- (1) 県内各市町、各種団体、事業者等へ協力を要請する。
- (2) ホームページ等広報媒体を通じて県民への周知を図る。

(参考) これまでの取組状況

兵庫県：平成11年度から関西広域連携協議会(現 関西広域連合)と連携して「エコスタイル」の名称で取り組みを実施

国：平成17年度から環境省が「クールビズ」の名称で取り組みを実施していたが、令和3年度からクールビズの期間設定を廃止

<問い合わせ先 農政環境部 環境創造局 環境政策課 活動支援班 078-362-3156>